

この手続き方法は、日程変更など、使用許可内容を変更されたい方へのご案内です。

### 1. 変更の範囲・期日について

- ・和室や庭園を使用される方で、一度使用を許可された内容について変更したい時は、【公園変更許可申請書（大仙公園日本庭園・和室）】（以下「変更申請書」という）による申請ができます。
- ・変更できる内容は、使用日時や連絡担当者に限ります。申請者や使用目的の変更はできません。なお、申請者のやむをえない名義変更（法人名変更や婚姻等による申請者名変更）は別途の手続きにて承りますので、お問合せ下さい。
- ・使用料金が異なる枠への変更申請を受け付けることはできません。
- ・日時の変更は、使用予定時刻を過ぎると承ることができません。使用予定時刻を過ぎると、全て無断キャンセルとみなします。ご注意ください。
- ・一度承認された変更内容は遡って変更することはできません。

### 2. 日程・日時変更の申し出（和室・庭園共通）

- ・交付された【許可書】または【受領書】の通信欄に変更したい内容をご記載の上、事務所へ FAX またはメールにてご申請下さい。お急ぎの方は電話でも承ります。
- ・振替申請は申請 1 件に対して 3 回まで可能です。
- ・管理事務所より、変更申請書の提出期限（振替申請期日）を通知（原則書面）いたします。

#### 2-B. 変更の申し出（和室のみ）

- ・振替申請期日までに、お電話にて空室状況確認および仮予約をお済ませ下さい。

### 3. 変更申請書の送付

- ・振替申請期日までに変更申請書をご送付下さい。
- ・庭園の使用日時変更は、通常の使用許可申請と同様に取り扱います。申請等が競合する場合の取り扱いは通常申請に準じて実施しますのでご注意ください。
- ・振替申請期日の 16 時 30 分までに変更申請書の到着が無かった場合はキャンセル扱いとなりますのでご注意ください。なお、この場合は原則として使用料金の還付を受けることはできません。

### 4. 受理または却下の通知

- ・2 営業日以内に受理または却下の決定を行い、許可番号（再発行）と共に通知します。
- ・通知は FAX、メール、または電話にて行います。

### 5. 公園許可変更承認書発行

- ・受理決定となった場合は、【公園許可変更承認書】を上記 4. と同時に発行します。
- ・当日は使用許可書と公園許可変更承認書を庭園事務所へお持ち下さい。

### 6. 却下の再相談

- ・制限枠満了の事由で申請却下となった場合は、変更の再相談が可能です。却下通知と共に振替申請期日を通知しますので、本手続き 3. 以降よりお手続きをご再開頂けます。